

令和 7 年度

頭首工安全性評価資料作成等業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考														
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1－1 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。															
(目 的) 第 1－2 条	本業務は、濃尾用水地区の犬山頭首工及び中勢用水地区の第三頭首工において、既存の資料を収集・整理し安全性評価に係る資料を作成するとともに、犬山頭首工、第三頭首工及び矢作川沿岸地区の頭首工(細川、乙川、鹿乗川、吉良、古川)において、地質調査計画等を作成し、別途実施する頭首工安全性評価に係る委員会に諮る資料の作成を行うものである。															
(場 所) 第 1－3 条	本業務の対象施設及び調査対象の場所は、愛知県岡崎市、碧南市、西尾市、犬山市及び三重県津市地内であり、別添位置図及び「(別紙 1) 対象施設一覧表」に示すとおりである。															
(土地への立入り等) 第 1－4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。															
(一般事項) 第 1－5 条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。															
(管理技術者) 第 1－6 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業—農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業—農業土木又は農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業—農業土木又は農業農村工学														
	農業	農業土木又は農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第 1－9 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書															

項 目	内 容	備 考										
(保険加入) 第 1 - 10 条	第 1-12 条に基づく技術者情報 の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。											
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2 - 1 条	本業務の基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table border="1"> <tr> <th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th></tr> <tr> <td>1</td><td>土地改良事業計画設計基準「頭首工」</td><td>(社) 農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>2</td><td>土地改良事業計画設計指針「耐震設計」</td><td>(社) 農業農村工学会</td></tr> </table>	番号	名 称	発行所	1	土地改良事業計画設計基準「頭首工」	(社) 農業農村工学会	2	土地改良事業計画設計指針「耐震設計」	(社) 農業農村工学会		
番号	名 称	発行所										
1	土地改良事業計画設計基準「頭首工」	(社) 農業農村工学会										
2	土地改良事業計画設計指針「耐震設計」	(社) 農業農村工学会										
(作業条件) 第 2 - 2 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分な打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分に把握した上で実施するものとする。											
(参考図書) 第 2 - 3 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるものとする。											
(貸与資料等) 第 2 - 4 条	貸与資料は、次のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打ち合わせるものとする。 <table border="1"> <tr> <th>分 類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> <tr> <td rowspan="3">現況関係資料</td><td>土地改良施設整理台帳付属図面</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>事業誌（矢作川総合地区、矢作川第二地区、新矢作川地区、濃尾用水地区、中勢用水地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 安全性評価資料</td><td>1 式</td></tr> </table>	分 類	貸与資料	数量	現況関係資料	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式	事業誌（矢作川総合地区、矢作川第二地区、新矢作川地区、濃尾用水地区、中勢用水地区）	1 式	令和 4 年度 安全性評価資料	1 式	
分 類	貸与資料	数量										
現況関係資料	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式										
	事業誌（矢作川総合地区、矢作川第二地区、新矢作川地区、濃尾用水地区、中勢用水地区）	1 式										
	令和 4 年度 安全性評価資料	1 式										

項 目	内 容			備 考						
	報告書	平成 22 年度 中勢用水地区 機能保全計画作成他業務	1 式							
		平成 30 年度 濃尾用水地区 犬山頭首工地質調査業務	1 式							
		令和 5 年度 濃尾用水第三期地域 犬山頭首工耐震性能照査検討等業務	1 式							
		令和 6 年度 矢作川沿岸地区 羽布ダム基本設計業務	1 式							
		令和 6 年度 矢作川沿岸地区 細川管理所他基本設計業務	1 式							
		令和 6 年度 矢作川沿岸地区 大規模地震対策等評価委員会	1 式							
	その他	その他必要資料	1 式							
(参考資料及び貸与資料の取扱い) 第 2－5 条	第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他に漏らしてはならない。									
(関連業務) 第 2－6 条	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。 <table><tr><td>番号</td><td>業務名</td><td>業務実施期間</td></tr><tr><td>1</td><td>農業水利施設の安全性評価等に係る検討委託事業（仮称）</td><td>令和 7 年 8 月～ 令和 8 年 3 月（予定）</td></tr></table>				番号	業務名	業務実施期間	1	農業水利施設の安全性評価等に係る検討委託事業（仮称）	令和 7 年 8 月～ 令和 8 年 3 月（予定）
番号	業務名	業務実施期間								
1	農業水利施設の安全性評価等に係る検討委託事業（仮称）	令和 7 年 8 月～ 令和 8 年 3 月（予定）								
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3－1 条	本業務における作業項目、作業内容及び数量は、「（別紙 2）作業項目内訳表」に示すとおりである。									
(作業の留意点) 第 3－2 条	業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 特別仕様書第 2-1 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 作業に必要な関係機関との調整等については、監督職員と十									

項 目	内 容	備 考
(業務写真における黒板情報の電子化) 第 3 - 3 条	分打合せるものとする。 (4) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領 (案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。	
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4 - 1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。	

項 目	内 容	備 考
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5 - 1 条 (成果物の提出先) 第 5 - 2 条 第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条 第 7 章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 業務計画作成の段階 第 2 回 中間打合せ（第 1 回評価委員会の資料取りまとめの段階） 第 3 回 中間打合せ（地質調査計画等の作成の段階） 第 4 回 中間打合せ（第 2 回評価委員会の資料取りまとめの段階） 最終回 成果品取りまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R 等)正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目 8 番（安田庁舎） 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙1)

対象施設一覧表

【矢作川沿岸地区】

名 称	構 造 形 式 等	数 量
細川頭首工	フローティングタイプ全可動堰	
	堰長	63.5m
	堰上げ高	2.00m
	土砂吐施設（鋼製ローラーゲート、水門幅 10.00m）	1 門
	洪水吐施設（鋼製油圧起伏ゲート、水門幅 25.50m）	3 門
	魚道	2ヶ所(左右)
	取水門（鋼製ローラーゲート、高 1.40m×幅 6.40m）	3 門
	注水工（バップルシュート、高 1.23m×幅 5.00m）	1 門
	放流工（油圧起伏ゲート、高 1.05m×幅 4.00m）	1 門
	付帯施設（沈砂池、取付暗渠、予備ゲート、管理事務所、護床工）	一式
乙川頭首工	フローティングタイプ全可動堰	
	堰長	61.00m
	堰上げ高	3.10m
	土砂吐施設（フラップゲート付鋼製ローラーゲート、水門幅 12.00m）	1 門
	洪水吐施設（鋼製油圧起伏ゲート、水門幅 22.50m）	2 門
	魚道	1ヶ所(左)
	取水門（鋼製ローラーゲート、高 2.00m×幅 2.80m）	3 門
	付帯施設（取付導水路、管理事務所、護床工）	一式
鹿乗川頭首工	フローティングタイプ全可動堰	
	堰長	14.50m
	堰上げ高	1.75m
	洪水吐施設（鋼製油圧起伏ゲート、水門幅 7.00m）	2 門
	取水門（鋼製ローラーゲート、高 2.05m×幅 2.05m）	1 門
	付帯施設（管理橋、管理事務所）	一式
吉良頭首工	フローティングタイプ全可動堰	
	堰長	32.80m
	堰上げ高	2.45m
	洪水吐施設（ステンレス製ローラーゲート、水門幅 11.40m） （ステンレス製ローラーゲート、水門幅 6.40m）	2 門
	取水門（ステンレス製スルースゲート、高 1.50m×幅 2.00m）	1 門
	取水門（鋼製スルースゲート、高 0.60m×幅 0.80m）	2 門

名 称	構 造 形 式 等	数 量
古川頭首工	調整樋門（ステンレス製スルースゲート、高 1.60m×幅 2.70m）	2 門
	調整樋門（鋼製マイターゲート、高 1.60m×幅 2.70m）	2 門
	付帯施設（取付導水路、管理橋）	一式
	フローティングタイプ全可動堰	72.20m
	堰長	1.70m
	堰上げ高	2 門
	土砂吐施設（ステンレス製ローラーゲート、水門幅 5.00m）	4 門
	洪水吐施設（ステンレス製ローラーゲート、水門幅 13.30m）	1 門
	魚道	2 門
	取水門（ステンレス製スルースゲート、高 1.25m×幅 3.50m）	一式
	付帯施設（沈砂池、管理事務所、護床工）	

【濃尾用水地区】

名 称	構 造 形 式 等	数 量
犬山頭首工	フィックスドタイプ一部可動堰、一部固定堰	
	堰長	420.0m
	堰上げ高	4.00m
	制水門（上段：起伏ゲート、水門幅 27.50m、下段：鋼製ローラーゲート、水門幅 30.00m）	2 門
	制水門（鋼製ローラーゲート、水門幅 30.0m）	4 門
	魚道	2 ヶ所(左右)
	土砂吐制水門（鋼製ローラーゲート、高 4.5m×幅 14.0m）	2 門
	舟通水門（鋼製二段ローラーゲート、高 5.2m×幅 6.0m）	1 門
	左岸魚道調節水門（鋼製フラップゲート、高 1.2m×幅 6.0m）	1 門
	付帯施設（護床工、取入口、低水護岸、導水路、余水吐、取入水門、沈砂池、操作室）	一式

【中勢用水地区】

名 称	構 造 形 式 等	数 量
第三頭首工	フローティングタイプ一部可動堰、一部固定堰	
	堰長	105.5m
	堰上げ高	1.80m
	土砂吐施設（鋼製ローラーゲート、水門幅 10.00m）	1 門
	洪水吐施設（鋼製油圧転倒ゲート、水門幅 30.0m）	2 門
	魚道	1 ヶ所
	取水門（油圧スルースゲート、高 1.30m×幅 2.40m）	1 門
	取水門（油圧スルースゲート、高 1.30m×幅 0.8m）	1 門

(別紙2)

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備			
1-1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2. 資料の検討	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
2. 各頭首工の既存資料の整理			
2-1. 矢作川沿岸地区の頭首工の資料整理	本業務の対象施設のうち、矢作川沿岸地区における頭首工（細川、乙川、鹿乗川、吉良、古川）の既存資料について、令和6年度矢作川沿岸地区大規模地震対策等評価委員会資料に基づき、資料を整理する。 【補足】 過年度業務で矢作川沿岸地区の頭首工に係る資料は作成済みであるため、2-2, 2-3 でとりまとめた資料と横並びをはかり資料の精査をする。	1 式	
2-2. 犬山頭首工の資料整理	本業務の対象施設のうち、犬山頭首工の既存資料について、参考資料、貸与資料等を基に、資料を整理する。 【補足】 令和4年度に受注者が調査及び取りまとめを行った安全性評価資料（浸透路長に係る確認資料、地盤及び基礎構造資料、機能診断結果、施設図等）の内容を確認したうえで整理する。	1 式	
2-3. 第三頭首工の資料整理	本業務の対象施設のうち、第三頭首工の既存資料について、参考資料、貸与資料等を基に、資料を整理する。 【補足】 令和4年度に受注者が調査及び取りまとめを行った安全性評価資料（浸透路長に係る確認資料、地盤及び基礎構造資料、機能診断結果、施設図等）の内容を確認したうえで整理する。	1 式	
3. 地質調査計画等の作成	本業務の全対象施設における過年度に実施した地質調査結果を基に、縦断及び横断地質図を整理するとともに、追加地質調査の必要性和必要本数を検討し、調査計画を作成する。 また、ボーリング後の地下水位観測計画を作成する。	1 式	
4. 安全性評価委員会資料の作成	既存資料、過年度業務等の資料を基に、2. 及び3. に係る内容について整理し、別途実施する頭首工安全性評価委員会（以下「委員会」という。）の資料を		

	作成する。 なお、委員会は、第1回は令和7年10月下旬～11月下旬、第2回は令和8年2月上旬～3月上旬に開催することを想定している。		
4-1. 第1回委員会資料の作成	犬山頭首工及び第三頭首工について、2. で整理した内容を基に、委員会に提示する資料を作成する。	1 式	
4-2. 第2回委員会資料の作成	第1回委員会での指摘事項について対応方針を整理し、3. で作成した資料と併せ、委員会に提示する資料を作成する。	1 式	
5. 点検取りまとめ	成果資料の点検取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式	